

# ● 労災保険の特別加入制度について

1. 新たに特別加入を希望する場合、加入内容(特別加入者の氏名、身分、業務内容、給付基礎日額など)を変更する場合、脱退を希望する場合には、加入・変更・脱退に係る手続きが別途必要となりますので、あらかじめ労働保険事務組合の担当者にご相談ください。  
特に、**年度末(3月31日)をもって特別加入の脱退を希望する場合には、3月中に脱退に係る事務手続きを完了させておく必要がありますので、早急に労働保険事務組合の担当者までご連絡ください。** なお、中小事業主等特別加入は、病気や高齢による就業引退などを除いて、任意に特定個人のみでの脱退はできません。任意脱退の場合は、事業場の特別加入者全員の脱退となります。
2. 特別加入制度は、原則として事業主本人のほか家族従事者、役員などで業務に従事している方全員が包括加入しなければなりません。なお、業務内容によっては加入時に健康診断の受診が必要となる場合があります。  
また、同一事業主が2以上の事業に対して保険関係を成立させている場合には、それぞれの事業ごとに特別加入することとなります。
3. 中小事業主等による特別加入は、その使用する労働者について成立している保険関係を前提として認められているものですので、労働者の退職等により常時使用労働者数が0人となった場合には、特別加入を継続することはできません。
4. 特別加入制度は、労働者の業務に準じた業務に対してのみ補償の対象となりますので、就業中の災害でも労働者の所定労働時間外に特別加入者のみで就業していた場合や事業主の立場において行っていた業務などは、補償の対象にはなりません。

特別加入保険料算定基礎額表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	特例による 1/12 の額
25,000 円	9,125,000 円	760,417 円
24,000 円	8,760,000 円	730,000 円
22,000 円	8,030,000 円	669,167 円
20,000 円	7,300,000 円	608,334 円
18,000 円	6,570,000 円	547,500 円
16,000 円	5,840,000 円	486,667 円
14,000 円	5,110,000 円	425,834 円
12,000 円	4,380,000 円	365,000 円
10,000 円	3,650,000 円	304,167 円
9,000 円	3,285,000 円	273,750 円
8,000 円	2,920,000 円	243,334 円
7,000 円	2,555,000 円	212,917 円
6,000 円	2,190,000 円	182,500 円
5,000 円	1,825,000 円	152,084 円
4,000 円	1,460,000 円	121,667 円
3,500 円	1,277,500 円	106,459 円